

令和4年（ワ）19068号 損害賠償請求事件

原告 三宅勝久

被告 奨学金問題対策全国会議ほか1名

証拠説明書 8

2024年5月20日

東京地方裁判所民事第43部御中

原告 三宅勝久

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成	立証趣旨	備考
甲65	被告大内のX(ツイッター)の自己紹介欄、投稿	2024/3/24	被告大内和弘	被告大内が自身のX(旧ツイッター)で、「奨学金対策全国会議共同代表」の肩書つけて自己紹介している事実、被告奨学金対策全国会議の集会の案内をしている事実、実質的にも被告全国会議の代表者である事実など。	
甲66	文科省研究不正ガイドライン(特定不正行為に関する記述部分の抜粋)	2024/8/26	文部科学省	文部科学省が、盗用・捏造・改ざんを特定不正行為と位置づけている事実、「盗用」は著作権侵害とは概念が異なり、著作物性の有無を問わない事実など。	甲62参照
甲67	中京大学ホームページの「研究倫理に関わる啓発活動」と題する記事	2024/3/28	中京大学	本件入会拒否時点で被告大内が在籍していた中京大学において研究倫理に関する研修が行われている事実。	原告が印刷
甲68 —1	「ご連絡」と題する文書	2020/9/14	被告大内代理人樽井直樹	原告の著作と類似した文章を被告大内が発表していること(第1類似問題)について、被告大内代理人弁護士から原告に対し、事実、盗用・剽窃ではないとの回答があった事実、示談協議の申し入れがあった事実。	
甲68 —2	「回答書」と題する文書	2020/9/14	被告大内裕和	原告の著作と類似した文章を被告大内が発表していること(第1類似問題)について、被告大内が回答書を原告に送付した事実、盗用・剽窃を否定し、その根拠として自身が発表した記述等を示した事実、それらの記述に原告の「選択」記事との類似箇所があることを原告が発見した事実など。	

甲69	「告発に係る意見書」		2020/ 10/13	被告 大内 裕和	被告大内が中京大学の予備調査に対して意見書を提出した事実、意見書の中で、「選択」記事は読んでいないとする説明を行った事実、並行して進行中だった原告との示談交渉での説明内容と相反していた事実、意見書には、被告大内が自身の著作で「1兆円」と記載した具体的な根拠が示されていない事実など。	
甲70	大内の別件著作権侵害訴訟における被告大内の準備書面(抜粋)		2021/ 10/11	被告 大内 裕和 代理人 樽 井直 樹	示談交渉が決裂した後の別件著作権侵害訴訟において、被告大内が、「選択」記事の存在は知らなかった、読んでいなかったとの主張をしている事実、この主張が従来原告にしてきた内容と大きく変遷した事実など。	該 当 部 分 を 原 告 が 抜 粋
甲71	同上		2021/ 12/8	同 上	「選択」記事を読んでいることを前提に示談交渉をしておきながら、後になって、読んでいない旨主張を変遷させた理由について、被告大内が別件著作権侵害訴訟において「早期解決のため」などと釈明した事実など。	同 上
甲72	キャッシュフロー計算書平成22年度区分		2011	日本 学生 支援 機構	被告大内が中京大学の予備調査に対して提出した意見書(甲69)の中で、「1兆円」と記載した根拠を示していない事実、原告から「1兆円」が誤記であることを指摘された後に、日本学生支援機構に確認した際の確認不足であるとの釈明をはじめた事実など。	
甲73	陳述書		2024 4/	訴外 三好 典史 司法 書士	クレサラ対協と関連団体である被告全国会議は密接な関係がある事実、原告がクレサラ対協内部でよく知られた存在であり、信頼関係があった事実、クレサラ対協の会員からみて本件入会拒否は異常だと感じた事実、原告と類似した著作を発表した被告大内が全国会議の役員として原告の入会許否を判断することは利益相反になるとの考えがクレサラ対協会員のなかにある事実など。	

甲74 —1	『週刊金曜日』記事		2022/ 3/ 27 25	(株) 金曜 日/原 告	被告全国会議会員が代理人となつて行われた民事訴訟について、訴訟進行中に被告全国会議から情報提供がなかった事実、原告が事件の存在を知った後も取材協力が得られる見通しがなかったため、札幌や函館に赴いて裁判所で裁判記録を閲覧する必要がある、出費を要した事実など。	
甲74 —2	「重要 お読みください」と題する文書 (金曜日オンライン記事)		同上	(株) 金曜 日/原 告(記 事)／ 日本 学生 支援 機構 (写 真)	被告全国会議事務局長の岩重事務局長が原告代理人となつて起こした別件分別利益訴訟を原告が取材する際、日本学生支援機構が債務者に送った取り立て文書の提供を岩重事務局長に求めたが拒否された事実、原告はやむなく、時間と経費をかけて「取り立て文書」を日本学生支援機構に情報公開請求し、入手した上で記事に掲載した事実など。	
甲74 —3	『週刊金曜日』記事		2022/ 7/1	(株) 金曜 日/原 告	分別利益訴訟の本人尋問を原告が取材した際、岩重事務局長が、一括請求が関係しない事件であるとする説明を口頭で行った事実、後日原告が訴訟記録を閲覧し、じっさいは一括請求が行われた事案であることを確認した事実など。	
甲75	取材協力を断る内容 のメール		2022/ 6/24-2 6	原告/ 岩重 事務 局長	分別利益訴訟に関して原告が被告全国会議の訴外岩重事務局長に取材協力を申し入れた事実、申し入れに対して岩重事務局長が拒否する回答を行った事実など。	
甲76	朝日新聞記事		2019/ 5/14	朝日 新聞 社	分別利益訴訟の取材において、被告全国会議が、原告の取材は拒否しながら、朝日新聞記者には「取り立て文書」の提供をはじめとする取材協力をするなど、原告を差別的に取り扱った事実など。	

以上